

## 委員要求資料一覧

### 資料 3-1

- 1 卸売市場法による卸売業者、仲卸業者の規制の目的、内容とその推移（現在の流通状況の変化からみた整合性の検討素材）

### 資料 3-2

- 2 業務用需要の流通実態（流通経路、中間加工等）
- 3 輸入品の流通実態（特に流通経路）
- 4 市場流通における商流と物流の実態（商流では青果の約8割が卸売市場を経由しているが、物流ではもっと経由率が低いのではないか。）
- 5 卸売業者、仲卸業者の関連子会社を含めた経営状況（関連会社の業務内容、決算状況）
- 6 農産物の残留農薬等の監視について

- 1 卸売市場法による卸売業者、仲卸業者の  
規制の目的、内容とその推移  
(現在の流通状況の変化からみた整合性の  
検討素材)

# I 卸売市場制度の概要

## 1 「卸売市場」について

### ○ 卸売市場制度の目的

「卸売市場法」では、卸売市場の整備の促進、卸売市場の適正・健全な運営の確保を通じて、国民生活にとって不可欠な生鮮食料品等について、取引の適正化、生産・流通の円滑化を図り、生鮮食料品等が安定的に国民へ供給されることを目的としている。

### ○ 「卸売市場」とは

生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。

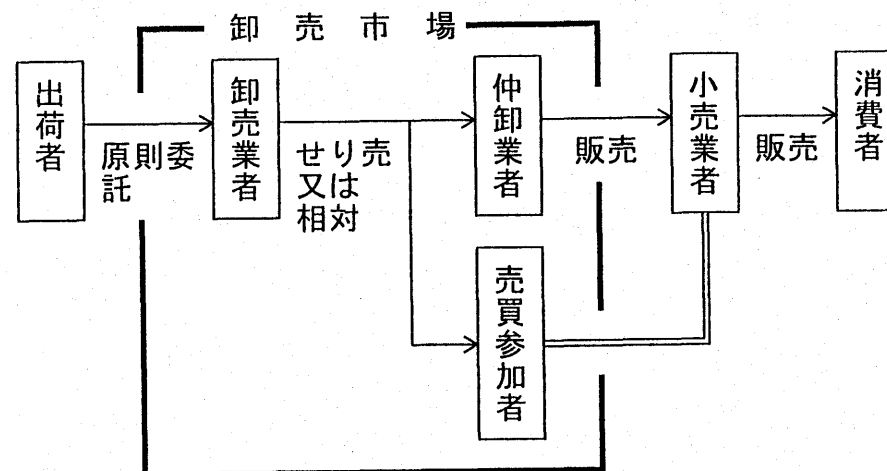
#### ・ 「卸売市場」のポイント

- ① 生鮮食料品等の取引
- ② 卸売行為
- ③ 市場（多数の出荷者から委託等を受けて販売する卸売業者と、多数の買い手（仲卸業者、売買参加者）との間で商取引及び集分荷活動が、一定のルールの下で行われる。）
- ④ 取引及び荷さばきに必要な施設を保持
- ⑤ 継続的に開場

### ○ 卸売市場法第1条

この法律は、卸売市場の整備を計画的に促進するための措置、卸売市場の開設及び卸売市場における卸売その他の取引に関する規制等について定めて、卸売市場の整備を促進し、及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。

### ○ 卸売市場での取引の流れ



## ○ 卸売市場の機能

卸売市場は、生鮮食料品等の流通に関して、品揃え、価格形成等の機能が期待され、それらが適切に発揮されるよう各種の措置が講じられている。

## ○ 卸売市場の区分

卸売市場は、それぞれの機能等に応じて3つに区分され、

- ① 中央卸売市場は、生鮮食料品等の中核的流通拠点として、その需給動向や価格形成等に広域にわたり大きな影響を与えることから、その開設に国が強く関与するとともに、適正な取引を確保するため、詳細な取引ルールを規定されている。
- ② 地方卸売市場は、国の関与が緩やかで、卸売市場法で一定の規制を課しているが、取引ルール等は、基本的に都道府県の条例に委任されている。

## ○ 卸売市場の主な機能

- ① 品揃え機能（多種多様な品目の豊富な品揃え）
- ② 価格形成機能（需給動向を反映した適切な評価による価格の形成）
- ③ 集分荷・物流機能（大量単品目から少量多品目への適切・迅速な分荷）
- ④ 代金決済機能（販売代金の迅速・確実な決済）等

## ○ 卸売市場法での卸売市場の区分

- ① 中央卸売市場（卸売市場法第2条第3項）  
生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市及びその周辺地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための生鮮食料品等の卸売の中核的な流通拠点となるとともに、当該地域以外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善にも資するもの。
- ② 地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項）  
中央卸売市場以外の卸売市場で、その施設が政令で定める規模以上（例. 青果市場では 330㎡以上）のもの。
- ③ 中央・地方卸売市場以外の卸売市場

## ○ 中央卸売市場、地方卸売市場の現状

	市場	取扱金額 (億円)	卸売業者	仲卸業者	売買参加者
中央卸売市場	86	54,518	249	5,719	45,576
地方卸売市場	1,427	44,858	1,655	2,133	179,797

資料：総合食料局流通課調べ

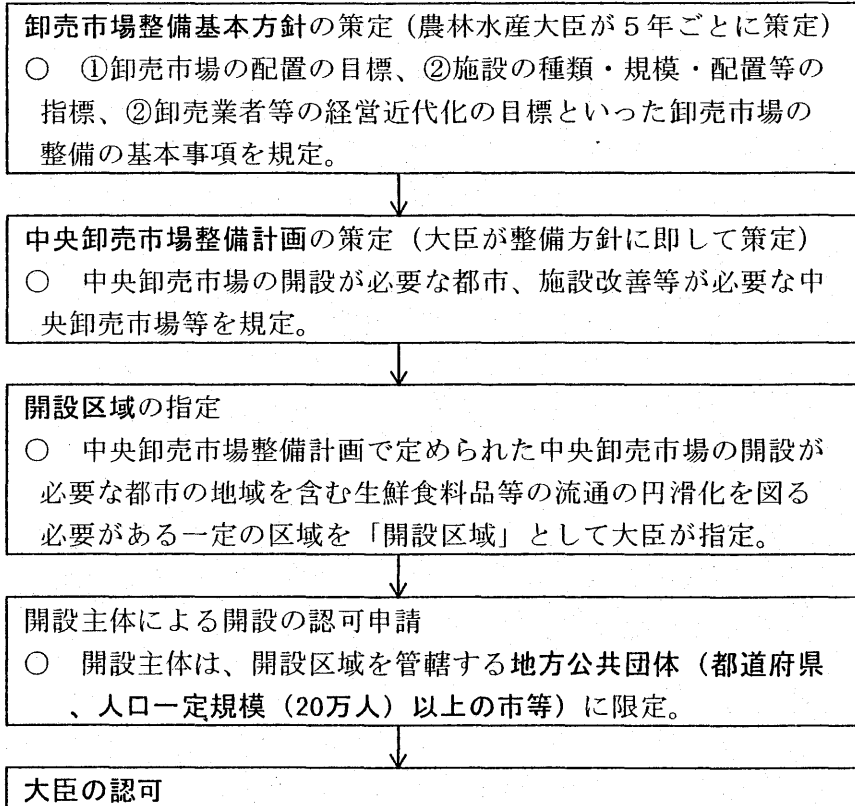
注：（中央）市場数：14年3月現在、取扱金額：12年度、卸売業者数：14年2月現在、他の業者数：13年3月現在  
（地方）市場数：12年4月現在、取扱金額：11年度、業者数：12年4月現在

## 2 卸売市場の開設

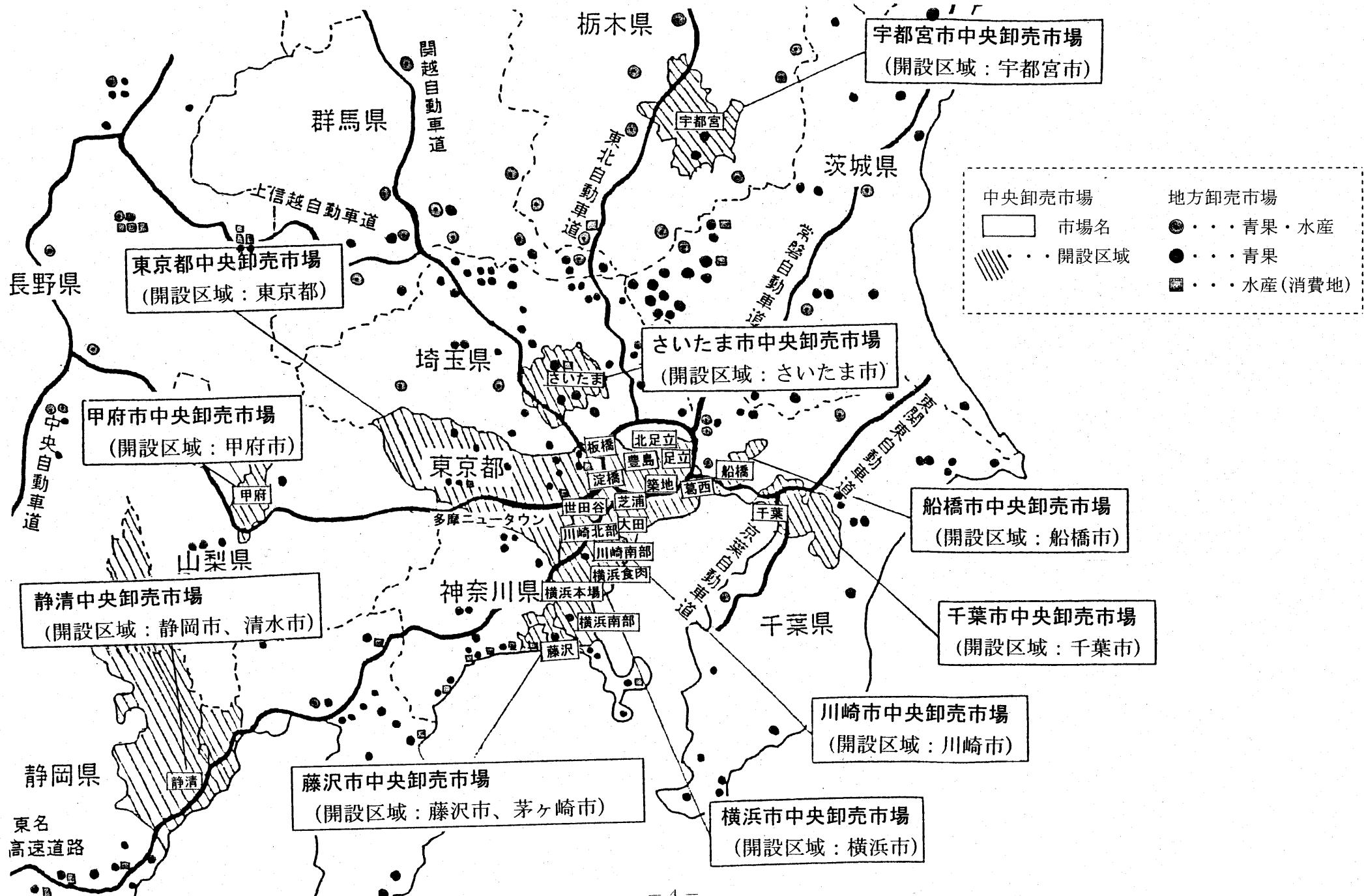
- 中央卸売市場は、国（大臣）が定める計画に基づき指定された開設区域において、地方公共団体が大臣の認可を受けて開設することとなっている。

- 一方、地方卸売市場は、開設主体の限定はなく、都道府県知事の許可を受けて開設されるが、中央卸売市場の開設区域内への配置は抑制される。

### ○ 中央卸売市場の開設手続き



# 関東地域における中央卸売市場と地方卸売市場の設置状況



### 3 卸売市場における取引の規制

- 中央卸売市場は、その機能及び影響が広域にわたる性格を有することから、施設整備に対して相当の国の補助を行うこととなっている反面、取引方法等についても厳しい規制・監督が行われている。

- 地方卸売市場については、卸売業務の許可等基本的な原則のみが定められ、地域の実情に応じた対応が図られている。

#### ○ 卸売市場法での中央卸売市場の規制等

##### ● 卸売業者に対する規制

<b>【卸売業者の資力・信用等を確保するための規制】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 大臣の許可制</li><li>・ 純資産基準額の設定</li><li>・ 兼業業務を行う場合等の届出</li><li>・ 大臣による経営改善命令</li></ul> 等
<b>【公正な取引を確保するための規制】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 売買取引の方法（開設者が商品毎に売買方法（せり売又は相対取引）を設定）</li><li>・ 委託集荷原則（卸売業者は、原則として、出荷者からの委託を受けて卸売）</li><li>・ 商物一致原則（原則市場外での卸売の禁止）</li><li>・ 第三者販売の禁止（卸売業者は、原則、当該市場の仲卸業者、売買参加者以外への販売を禁止）</li></ul> 等
<b>【公平な取引を確保するための規制】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 差別的取扱の禁止</li><li>・ 受託拒否の禁止</li></ul>
<b>【透明性のある取引を確保するための規制】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 卸売予定数量、卸売数量・価格等の実績の公表</li></ul>
<b>● 仲卸業者に対する規制</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 開設者の許可制</li><li>・ 直荷引きの禁止（仲卸業者は、原則、当該市場の卸売業者以外からの買受を禁止）</li></ul>

#### ○ 卸売市場法での地方卸売市場の規制

- ・ 卸売業務の都道府県知事の許可制
- ・ 売買取引の方法（開設者が業務規程で定めることによりせり・入札又は相対取引による）
- ・ 差別的取扱の禁止
- ・ 開設者による卸売予定数量等の公表

II 中央卸売市場の卸売業者・仲卸業者に対する規制と過去の経過

1 卸売業者

規制の趣旨	現行の規制の概要	卸 売 市 場 法		中 央 卸 売 市 場 法					
		平成11年改正	制定時(昭和46年)	昭和36年改正	昭和33年改正	昭和31年改正	制定時(大正12年)		
取引の安全性の確保	卸売業者の資力・信用の確保等	卸売業務の許可(第15条) ・ 卸売業務は大臣の許可制	←				・ 大臣の許可制への変更、許可基準の整備等	・ 卸売業務は地方長官の許可制	
	純資産基準額(第19条、第20条) ・ 大臣が純資産基準額を設定、これを下回った場合に大臣の業務停止命令・許可取消等	←		(「大臣が定める額」を「純資産基準額」と規定)		・ 純資産額について大臣が基準設定等			
	保証金の預託(第26条) ・ 保証金の預託の義務付け、開設者等への優先弁済権等	←						・ 保証金の預託の義務付け、開設者等への優先弁済権等	
	卸売業者の健全な経営の確保	兼業業務等の届出(第23条) ・ 兼業業務、他法人への支配関係につき大臣へ届出	←	・ 他法人への支配関係を届出対象に追加	・ 兼業業務を行う場合に大臣へ届出				
	事業報告書の提出等(第28条、第29条) ・ 事業報告書の大任への提出、写しの備付け・閲覧	・ 写しの備付け、閲覧について規定。	・ 事業報告書の大任への提出【法律に規定】	←			・ 貸借対照表等の大任への提出【省令に規定】		
	帳簿の経理区分(第30条) ・ 委託、買付を区分経理	新規に規定							
経営改善命令(第51条) ・ 財務の指導基準の設定、大臣による経営改善命令	新規に規定								
安全で円滑な取引の確保	受託契約約款(第42条) ・ 受託契約約款を定め、開設者の承認	←	【法律に規定】 (「受託契約約款」に変更)					・ 受託契約の準則を定め、開設者の承認【省令に規定】	
取引の公正性の確保	適正な価格形成、適正・効率的な分荷の確保等	売買取引の方法(第34条の2) ・ 開設者が品目毎に売買取引方法を設定等	・ 多様な売買取引の方法の設定	・ せり売・入札以外の方法による売買取引のケースを拡大。	← (原則に「入札」の追加、例外に特定物品の追加)			・ 原則せり売による。 (ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない)	
	許可に係る卸売以外の販売の禁止(第35条) ・ 開設区域内では、許可に係る品目の販売を原則禁止	← (地方卸売市場の卸売業務を行う場合を例外に規定)	【法律に規定】					・ 指定区域内での市場外での取扱品目の卸売の禁止【省令に規定】	
	卸売の相手方としての買受けの禁止(第40条) ・ 卸売を行う市場での卸売の相手方としての買受けを禁止	←	【法律に規定】 (役職員の追加)					・ 業務を行う市場での自己の取扱品目の売買への参加を禁止【省令に規定】	
	卸売の相手方の制限(第三者販売の規制)(第37条) ・ 仲卸業者、売買参加者以外への卸売を原則禁止(ただし、一定の場合は可能)	←	新規に規定						

	<p>自己の計算による卸売の禁止（委託販売の原則）（第38条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自己の計算による卸売（買付）を原則禁止（ただし、一定の場合は買付可能）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>買付を認める場合を拡大。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己の計算による卸売（買付）を原則禁止。ただし、特定物品等一定の場合は買付可能。【法律に規定】</li> </ul>	←			<ul style="list-style-type: none"> <li>自己の計算による卸売（買付）を原則禁止（業務規程で定める場合には可能）【省令に規定】</li> </ul>
出荷者からの不当・不透明な金銭の搾取等の防止	<p>委託手数料以外の報償の收受の禁止（第41条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務規程で定める委託手数料以外の收受の禁止</li> </ul>	←	【法律に規定】				<ul style="list-style-type: none"> <li>業務規程で定める委託手数料以外の收受の禁止【省令に規定】</li> </ul>
適正な商品評価の確保等	<p>市場外にある物品の卸売の禁止（商物一致の原則）（第39条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市場内にある物品以外の卸売を禁止（ただし、一定の場合は場外指定保管場所での卸売が可能）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者が申請し開設者が承認した指定場外保管場所を例外に追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【法律に規定】（大臣が開設区域の周辺で指定した場所を例外に追加）</li> </ul>	←			<ul style="list-style-type: none"> <li>市場外の物品の卸売は禁止。ただし、例外として指定区域内の開設者の指定する場所の物品の卸売は可能【省令に規定】</li> </ul>
公正なせりの確保	<p>せり人の登録（第43条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開設者の登録制</li> </ul>	←	【法律に規定】（登録制に変更）				<ul style="list-style-type: none"> <li>市場管理者の承認制【省令に規定】</li> </ul>
取引の公平性の確保	<p>差別的取扱いの禁止（第36条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出荷者、仲卸業者、売買参加者に対する差別的な取扱いの禁止</li> </ul>	←	<ul style="list-style-type: none"> <li>出荷者、仲卸業者、売買参加者に対する差別的な取扱いの禁止【法律の規定】</li> </ul>	←			<ul style="list-style-type: none"> <li>正当な事由なしに売買参加を拒否することを禁止【省令に規定】</li> </ul>
	<p>受託拒否の禁止（第36条第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>正当な理由なしに販売委託の申込みの拒否を禁止</li> </ul>	←	【法律に規定】				<ul style="list-style-type: none"> <li>正当な事由なしに販売委託の引受けの拒否を禁止【省令に規定】</li> </ul>
取引の透明性の確保	<p>卸売予定数量等の公表（第46条の2）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>卸売予定数量の掲示、卸売数量・価格等の公表</li> </ul>	新規に規定					

## 2 仲卸業者

規制の趣旨	現行の規制の概要	卸売市場法		中央卸売市場法			
		平成11年改正	制定時（昭和46年）	昭和36年改正	昭和33年改正	昭和31年改正	制定時（大正12年）
取引の安全性の確保	<p>仲卸業務の許可（第33条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仲卸業務は、開設者の許可制</li> </ul>	←	<ul style="list-style-type: none"> <li>仲卸業者を開設者の許可制【法律に規定】</li> </ul>	←			<ul style="list-style-type: none"> <li>開設者による仲買人の売買参加、仲買人の資格等は業務規程で規定【省令に規定】</li> <li>仲買人は市場管理者の許可制【業務規程に規定】</li> </ul>
取引の公正性の確保	<p>仲卸業者の規制（直荷引きの制限）（第44条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開設区域内で、①販売委託の引受け、②当該市場の卸売業者以外からの買入・販売を原則禁止（ただし一定の場合には②が可能）</li> </ul>	←	<ul style="list-style-type: none"> <li>【法律に規定】（当該市場の卸売業者以外の者からの買入・販売を原則禁止に改正）</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>指定区域内で①販売委託の引受け、②市場外での買付による販売を原則禁止（ただし一定の場合には②が可能）【業務規程に規定】</li> </ul>

(参考1) 卸売市場法での中央卸売市場の卸売業者・仲卸業者に対する規制について

1 卸売業者に対する規制

規制の趣旨	規制の概要	過去の経過
取引の安全の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 卸売業務の許可 (第15条)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卸売業務は、大臣の許可制。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 中央卸売市場法 (以下「旧法」という。) 制定時 (大正12年)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業務は、地方長官の許可制</li> </ul> </li> <li>② 昭和31年改正                             <ul style="list-style-type: none"> <li>大臣の許可制に変更 (許可の基準等についても規定)。</li> </ul> </li> <li>③ 卸売市場法 (以下「新法」という。) 制定時 (昭和46年)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>現行規定を規定。</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 純資産基準額 (第19条、第20条)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 純資産基準額は、品目部類ごとに大臣が設定。</li> <li>・ 純資産基準額を下回ったときには、大臣が業務停止の命令、許可の取消。</li> <li>・ 毎年2回、純資産額を大臣へ報告。</li> <li>・ なお、卸売業務の許可に当たって、純資産基準額を下回っている場合は不許可 (第17条)。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 昭和33年改正                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 卸売業務を行う者の純資産額が大臣の定める額を下回ったときは、大臣が業務停止、許可の取消</li> <li>(2) 毎年2回、純資産額を大臣へ報告</li> <li>(3) 卸売業務の許可に当たって純資産額が大臣の定める額を下回っている場合は不許可を規定。</li> </ul> </li> <li>② 新法制定時                             <ul style="list-style-type: none"> <li>現行規定を規定。</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保証金の預託 (第26条)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設者に保証金を預託した後でなければ、卸売業務を開始できない。</li> <li>・ 保証金については、①開設者が収受すべき使用料等、②出荷者の債権が、他の債権に対し優先弁済権を有する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 旧法制定時                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 開設者への保証金の納付、</li> <li>(2) 保証金については、(ア)開設者が収受すべき使用料等、(イ)出荷者の債権が他の債権に対し優先弁済権を有することを規定。</li> </ul> </li> <li>② 新法制定時                             <ul style="list-style-type: none"> <li>現行規定を規定。</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卸売業者の健全な経営の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 兼業業務等の届出 (第23条)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①兼業業務を行う場合、②他法人に対する支配関係を持つ場合に、大臣へ届出。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 昭和36年改正                             <ul style="list-style-type: none"> <li>兼業業務を行う場合には、大臣への届出を規定。</li> </ul> </li> <li>② 新法制定時                             <ul style="list-style-type: none"> <li>現行規定を規定 (他法人に対する支配関係を持つ場合を追加)。</li> </ul> </li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業報告書の提出等（第28条、第29条） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業年度毎に事業報告書を大臣に提出。</li> <li>・ 事業報告書の写しを主たる事務所に備付け。</li> <li>・ 出荷者から閲覧の申出があった場合には、正当な理由がなければ拒否できない。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 昭和31年改正 省令で、事業年度ごとに、貸借対照表、損益計算書等を大臣へ提出する旨を規定。</li> <li>② 新法制定時 法律に事業報告書の大臣への提出を規定。</li> <li>③ 平成11年改正 事業報告書の写しの備付け、出荷者への閲覧を追加。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 帳簿の経理区分（第30条） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己の計算による取引と委託者の計算による取引とを帳簿上区分して経理。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成11年改正 現行規定を規定。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営改善命令（第51条第2項） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大臣は、卸売業者の財産の状況が基準（流動比率、自己資本比率等）に該当する場合に、卸売業者に対し必要な改善措置をとることを命令。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成11年改正 現行規定を規定。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全で円滑な取引の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受託契約約款（第42条） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受託契約約款を定め開設者の承認。 (開設者は、当該約款を農林水産大臣へ届出)。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 旧法制定時 省令で、受託契約の準則を定め開設者の承認を受ける旨規定。</li> <li>② 新法制定時 法律に現行規定を規定。</li> </ul>
取引の公正性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 価格操作の防止等による市場での適正な価格形成、適正・効率的な分荷の確保。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 売買取引の方法（第34条の2） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設者が品目ごとに定める売買取引（せり売、相対取引）の方法による。</li> <li>・ せり売によるとされる品目等についても特別の事情がある場合には、開設者の承認を得て相対取引によることができる。</li> <li>・ 入荷量が一時的に著しく減少したとき等特別の事情がある場合には、開設者は、せり売又は入札によることを指示。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 旧法制定時 (1) 中央卸売市場における売買は、原則せり売、 (2) 特別の事情がある場合には、この限りでない旨規定。</li> <li>② 昭和36年改正 原則に「入札」を追加、例外に「特定物品」を追加。</li> <li>③ 新法制定時 せり売又は入札以外の方法による売買取引のケースを拡大。</li> <li>④ 平成11年改正 現行規定に改正。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 許可に係る卸売以外の販売の禁止 (第35条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設区域内においては、許可を受けた卸売業務として行う場合を除き、当該許可に係る品目の販売を行うことを禁止。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 旧法制定時 省令で、卸売業務を行う者は、指定区域内では、その業務を行う市場外で自己の取扱品目の卸売を禁止。</li> <li>② 新法制定時 ①の省令を踏襲して法律に規定。</li> <li>③ 平成11年改正 現行規定に改正 (地方卸売市場の卸売業務を行う場合を禁止の例外として追加)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(・ 卸売業者と仲卸業者との間の分野調整)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 卸売の相手方としての買受けの禁止 (第40条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卸売業者 (その役職員を含む) は、卸売業務を行う市場において、卸売の相手方としての買受けを禁止。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 旧法制定時 省令で、業務を行う市場において自己の取扱品目の売買への参加を禁止</li> <li>② 新法制定時 法律に現行規定を規定 (役職員を追加)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(・ 卸売業者による不当に高いマージンの搾取の防止)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 卸売の相手方の制限 (いわゆる第三者販売の規制) (第37条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲卸業者、売買参加者以外の者に対する卸売を禁止。 (ただし、一定の場合には、開設者の許可を得て販売が可能。)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新法制定時 法律に現行規定を規定。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出荷者からの不当・不透明な金銭の搾取等の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自己の計算による卸売の禁止 (いわゆる委託販売原則) (第38条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己の計算による卸売 (買付) を禁止。 (ただし、一定の場合には、買付が可能。)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 旧法制定時 省令で、自己の計算での卸売を禁止 (業務規程で定める場合を除く)</li> <li>② 新法制定 ①の省令を踏襲して法律に規定 (「特定物品」の卸売等は買付を認める)</li> <li>③ 平成11年改正 現行規定に改正 (買付を認める場合を拡大)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 委託手数料以外の報償の收受の禁止 (第41条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出荷者から業務規程で定める委託手数料以外の報償を收受を禁止。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 旧法制定時 省令で、業務規程で定める手数料以外の報償の收受を禁止。</li> <li>② 新法制定時 法律に現行規定を規定。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現物確認による適正な商品評価を確保。</li> <li>・ 市場への上場集中により多数の買い手に対して公平に取引の機会を付与。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市場外にある物品の卸売の禁止（いわゆる商物一致原則）（第39条） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卸売業者は、市場内にある物品以外の物品の卸売を禁止。（ただし、一定の場合には、場外指定保管場所での卸売が可能。）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 旧法制定時 省令で、(1) 市場外の物品の卸売を禁止、(2) 指定区域内において開設者の指定する場所にある物品はこの限りでない旨規定。</li> <li>② 新法制定時 ①を踏襲して法律に規定（大臣が開設区域の周辺の場所を指定した場合を例外に追加）</li> <li>③ 平成11年改正 現行規定に改正（卸売業者が申請し開設者が承認した場合を例外に追加）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公正なせりの確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● せり人の登録（第43条） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卸売のせり人は、卸売業者が開設者の行う登録を受けている者でなければならない。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 旧法制定時 業務規程で、せり人を使用するときは、市場管理者の承認を受ける旨規定。</li> <li>② 新法制定時 法律に現行規定を規定（登録制に変更）</li> </ul>
取引の公平性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場利用者等に対する公平な取引機会の提供の確保。</li> <li>・ 卸売業者による需給調整、価格操作を行うことの防止</li> </ul> <p>(・ 出荷者の安定的な販路の確保)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 差別取扱いの禁止（第36条第1項） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出荷者、仲卸業者、売買参加者に対する不当に差別的な取扱いを禁止。</li> </ul> </li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受託拒否の禁止（第36条第2項） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卸売業者は、正当な理由がなければ、販売委託の申込みの拒否を禁止。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 旧法制定時 省令で、正当な事由なしに売買参加を拒否することを禁止。</li> <li>② 新法制定時 法律に現行規定を規定。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 旧法制定時 省令で、正当の事由なしに販売委託の引受けを拒否することを禁止。</li> <li>② 新法制定時 法律に現行規定を規定。</li> </ul>
取引の透明性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 卸売予定数量等の公表（第46条の2） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎日の卸売開始時までに、主要な品目の卸売予定数量を市場内に掲示。</li> <li>・ 毎日の卸売終了後、速やかに、売買取引の方法ごとに卸売数量、価格等を公表。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成11年改正 現行規定を規定。</li> </ul>	

2 仲卸業者に対する規制

規制の趣旨	規制の概要	過去の経過
<p>取引の安全の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仲卸業者の適正な商品評価・分荷等の能力の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 仲卸業務の許可（第33条） <ul style="list-style-type: none"> <li>仲卸業務は、開設者の許可制。</li> </ul> </li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 旧法制定時 <ul style="list-style-type: none"> <li>法律には、仲卸業務（仲買人）に関する規定がなく、省令で、 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 開設者による仲買人の売買へ参加させることができること、</li> <li>(2) 仲買人の資格等については、業務規程で定めることを規定。</li> </ol> </li> <li>業務規程で、仲買人を市場管理者の許可制。</li> </ul> </li> <li>② 昭和31年改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>①の事項を法律に規定。</li> </ul> </li> <li>③ 新法制定時 <ul style="list-style-type: none"> <li>現行規定を規定。</li> </ul> </li> </ol>
<p>取引の公正性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適正な価格形成、適正・効率的な分荷を確保。</li> <li>卸売業者と仲卸業者との間の分野調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 仲卸業務の規制（いわゆる直荷引きの制限）（第44条） <ul style="list-style-type: none"> <li>仲卸業者は、開設区域内においては、①販売委託の引受け、②当該市場の卸売業者以外の者からの買入れ・販売を禁止。 （ただし、一定の場合には、開設者の許可を得て、②を行うことが可能。）</li> </ul> </li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 旧法制定時 <ul style="list-style-type: none"> <li>業務規程で、指定区域内においては、①販売の委託の引受け、②市場外での買付による販売を禁止（ただし、市場管理者が必要と認めるときは、買付を許可）。</li> </ul> </li> <li>② 新法制定時 <ul style="list-style-type: none"> <li>法律に現行規定を規定。</li> </ul> </li> </ol>

## (参考2) 卸売市場制度の変遷

### I 中央卸売市場法の制定(大正12年)

#### 1 法制定の背景

- 都市部の人口増大に伴い青果物の需要が増大し、遠隔地へも産地が拡大。青果物流通は、産地商人や消費地問屋が担っていたが、都市部の消費・流通情報が産地の生産者へ伝達されにくいこと等から、不公正な取引が横行し、消費地での価格の乱高下、産地の生産者への損失を招いていた。

このような状況を背景に「米騒動」も発生した。

#### 2 法制定のねらい

- 施設の公設、生産者の代理人としての卸売人、「せり売」による競争的な取引方式、開設者による取引の監視等といった条件が整った「市場」を整備することにより、生鮮食料品の卸売段階で適正な競争が働くようにし、公正で効率的な生鮮食料品の流通を実現。

#### 3 法のポイント

- 都市住民の生活の安定を図る観点から、原則として、地方公共団体が市場を開設。
- 従来営業していた問屋を卸売業者として收容し、地方長官の許可制に置く。  
仲卸業者については、その設置の可否を各市場の判断に委任。
- 売買取引に関しては、「せり売」「委託」によることを原則とし、その結果は開設者への報告を通じて公開。

## ◎ 中央卸売市場法(制定時)における卸売業者等への規制

### ○ 卸売業者への規制

#### 1 卸売業者の資力・信用の確保等のための措置

- ① 卸売業務を地方長官の許可制
- ② 開設者への保証金の納付、保証金の開設者(使用料等)、委託者への優先弁済権

#### 2 取引の適正化を確保するための措置

- ① 市場における売買は原則せり売による(いわゆるせり売の原則)
- ② 指定区域内の市場外における卸売業務を禁止【省令】
- ③ 自己の計算による卸売を原則禁止(いわゆる受託販売の原則)【省令】
- ④ 市場外にある物品の卸売を原則禁止(いわゆる商物一致原則)【省令】
- ⑤ 手数料以外の報酬の收受を禁止【省令】
- ⑥ 業務を行う市場における売買参加を禁止【省令】
- ⑦ 受託契約の準則を定め開設者の承認【省令】

#### 3 取引の公平性を確保するための措置

- 正当な事由なしに販売の委託の引受け、売買参加を拒否することを禁止【省令】

### ○ 仲卸業者(仲買人)への規制

- 開設者は、仲買人を売買に参加させることができるとともに、仲買人の資格等については、業務規程で規定【省令】。  
これを受けて、
  - ① 仲買人は、市場管理者の許可制【業務規程】
  - ② 指定区域内での販売の委託の引受け、市場外での買付による販売を原則禁止【業務規程】

## Ⅱ 昭和31年の中央卸売市場法の改正

### 1 法改正の背景

- 中央卸売市場の集散市場的性格が強まるほか、類似市場の乱立による卸売業者の過当競争により、卸売業者の経営が悪化、不公正な取引が横行した。

### 2 法改正のねらい

- 卸売業者への指導監督を強化するとともに、その整理統合を推進。

### 3 法改正のポイント

- 卸売業者を大臣の許可制に移行するとともに、卸売業者間の合併・営業譲渡について独占禁止法を適用除外。  
その他、指定区域の基準の設定（人口規模15万人以上の都市）、類似市場の大臣への届出制、仲買人の法律への規定等を措置。

## ◎ 昭和31年の中央卸売市場法の改正における卸売業者等への規制

### ○ 卸売業者への規制

- ① 卸売業者を大臣の許可制へ移行（従来は地方長官の許可制）
- ② 開設者による業務規程での卸売業者の数の最高限度の設定とともに、これによる大臣の卸売業者の許可の制限
- ③ 事業年度ごとに、貸借対照表、損益計算書等を大臣へ提出

【省令】

### ○ 仲卸業者への規制

- 開設者は、仲買人を売買に参加させることができるとともに、仲買人の資格等については、業務規程で規定する旨法律に規定（従来は省令に規定）。  
(なお、①仲買人の市場管理者の許可制、②指定区域内での販売の委託の引受け、市場外での買付による販売を原則禁止については、従来どおり業務規程で規定。)

### Ⅲ 昭和33年の中央卸売市場法の改正

#### 1 法改正の背景

- 東京神田市場の卸売業者が多額の債務を抱えて倒産し、許可が取消され（丸東事件）、市場流通に大きな影響を及ぼす。

#### 2 法改正のねらい

- 卸売業者の過当競争に伴う資産状況の悪化に対する対応、卸売業務の適正化等。

#### 3 法改正のポイント

- 卸売業者の純資産額に関する監督規制の導入。
- 卸売業務に係る取引方法について、開設者の業務規程による規制の導入。

#### ◎ 昭和33年の中央卸売市場法の改正における卸売業者への規制

- ① 卸売業者の純資産額に関する監督規制の導入
  - ・ 卸売業務の許可に当たって、純資産額が大臣の定める額を下回っているときは不許可。
  - ・ 卸売業者の純資産額が大臣の定める額を下回ったときは、大臣が業務停止、許可の取消
  - ・ 毎年2回、純資産額を大臣へ報告
- ② 開設者が卸売業務に係る取引方法を業務規程で制限できる旨の規定の整備

#### (参考) 丸東事件の概要

- 東京神田市場の青果の卸売会社（丸東東京神田青果（株））で、資金繰りの行き詰まり等から、昭和32年7月に不渡りを発生。
- 同月、東京都が業務停止処分を行ったが、出荷者、金融機関等への債務が約4億円と多大であり、具体的な再建の目途が立たないため、昭和32年9月に大臣が許可の取消。

## IV 昭和36年の中央卸売市場法の改正

### 1 法改正の背景

- 生鮮食料品の価格上昇への対応が要請される一方で、卸売業者の兼業等が進み、卸売業者に対する指導監督の強化の必要が高まる。

### 2 法改正のねらい

- 中央卸売市場への取引集中による価格安定を図るために、その開設・整備を推進するとともに、卸売業者の経営の健全化のための指導監督を強化。  
(地方卸売市場等の重要問題については、中央卸売市場審議会を設置し、引き続き検討。)

### 3 法改正のポイント

- 中央卸売市場の計画的な開設・整備のために、中央卸売市場整備計画制度、大臣による開設の勧告制度等を整備。
- 卸売業者の兼業の届出、卸売業者に対する業務・会計に関する改善命令等を導入。
- 中央卸売市場審議会の設置。

### ◎ 昭和36年の中央卸売市場法の改正における卸売業者への規制

- ① 卸売業者が兼業業務を行う場合に大臣へ届出
- ② 卸売業者に対する監督の強化
  - ・ 大臣による卸売業者に対する業務・会計に関する改善措置命令の創設
  - ・ 法令等の違反の場合の大臣による監督処分に役員解任命令を追加

## V 卸売市場法の制定（昭和46年）

### 1 法制定の背景

- 産地の大型化・出荷の計画化、大規模小売店の増大等が全国的に進行し、従来の卸売市場の配置・規模や取引方法（「せり売」「委託」を原則）では対応が困難となる。

民間の集配センターの開設等市場外流通の取組も見られ、卸売市場流通についても合理化・効率化が強く要請。

### 2 法制定のねらい

- 従来の中央卸売市場制度の基本的な仕組みは維持した上で、卸売市場の開設・整備の一層の促進を図るとともに、「せり売」「委託」を原則としつつ取引方法の効率化等を図る。

また、地方卸売市場も法の対象とし、これに対する指導等を強化。

### 3 法のポイント

- 卸売市場の計画的整備のための措置（整備方針、整備計画）と国の補助の引上げ（10分の4以内）
- 卸売業者は、大臣許可制とし、指導監督の強化。仲卸業者は、開設者の許可制とし、一定の業務規制を課す。
- 売買取引の方法については、法律に規定。「せり売」「委託」を原則としつつ、例外措置を拡大。
- 地方卸売市場の開設、卸売業者の許可制等の規定の整備。

## ◎ 卸売市場法（制定時）における卸売業者等への規制

### ○ 卸売業者への規制

#### 1 卸売業者の資力・信用の確保等のための措置

- ① 卸売業務を大臣の許可制
- ② 純資産基準額制度（卸売業務の許可に当たって基準、純資産基準額を下回ったときの業務停止、許可の取消等）
- ③ 開設者への保証金の納付、保証金の開設者（使用料等）、委託者への優先弁済権
- ④ 兼業業務、他法人の支配関係の届出
- ⑤ 事業報告書の大臣への提出

#### 2 取引の適正化を確保するための措置

- ① 市場における売買は原則せり売による（いわゆるせり売の原則。ただし、相対取引が認められる場合を拡大）
- ② 開設区域内の市場外における卸売業務を禁止
- ③ 自己の計算による卸売を原則禁止（いわゆる受託販売の原則。ただし、買付が認められる場合を拡大）
- ④ 市場外にある物品の卸売を原則禁止（いわゆる商物一致原則。なお、開設区域外の場合の指定場外保管場所を追加）
- ⑤ 手数料以外の報酬の收受を禁止
- ⑥ 卸売の相手方としての買受けの禁止
- ⑦ 仲卸業者、売買参加者以外への卸売の原則禁止（いわゆる第三者販売の規制）

#### 3 取引の公平性を確保するための措置

- ① 差別的取扱いの禁止
- ② 受託拒否の禁止

### ○ 仲卸業者への規制

- ① 仲卸業務は開設者の許可制
- ② 開設区域内での、販売の委託の引受け、市場の卸売業者以外からの買入・販売を原則禁止（いわゆる直荷引きの規制）

## VI 平成11年の卸売市場法の改正

### 1 法改正の背景

- 産地の大型化の進展（産地の安定的な取引志向への対応）、量販店・業務用需要の拡大（価格・量の面での安定取引の要請）、市場外流通の増大等、卸売市場をめぐる環境が大きく変化。  
また、千葉中央卸売市場の卸売業者が経営悪化のため倒産する等市場関係者の経営状況が悪化。

### 2 法改正のねらい

- 市場信用力向上のための市場関係者の経営体質の強化、市場利用者のニーズに応じた取引方法の改善等により、卸売市場をめぐる環境変化に対応。

### 3 法改正のポイント

- 卸売業者の経営体質強化のために、財務面で指導基準の明確化等の財務面の健全化のための措置を導入。
- 取引方法の改善として、従来の「せり売の原則」を改め、開設者が品目毎に業務規程で定めることとするほか、商物一致規制や委託集荷原則を緩和。

## ◎ 平成11年の卸売市場法改正における卸売業者への規制

### 1 卸売業者の経営体質強化のための措置

- ① 財務面での指導基準（流動比率、自己資本比率等）を明確化し、これを満たさない場合に大臣により経営改善措置を命令
- ② 事業報告書について、写しの備付け、出荷者への閲覧
- ③ 自己の計算による取引と委託者の計算による取引の区分経理
- ④ 卸売業者を法人に限定

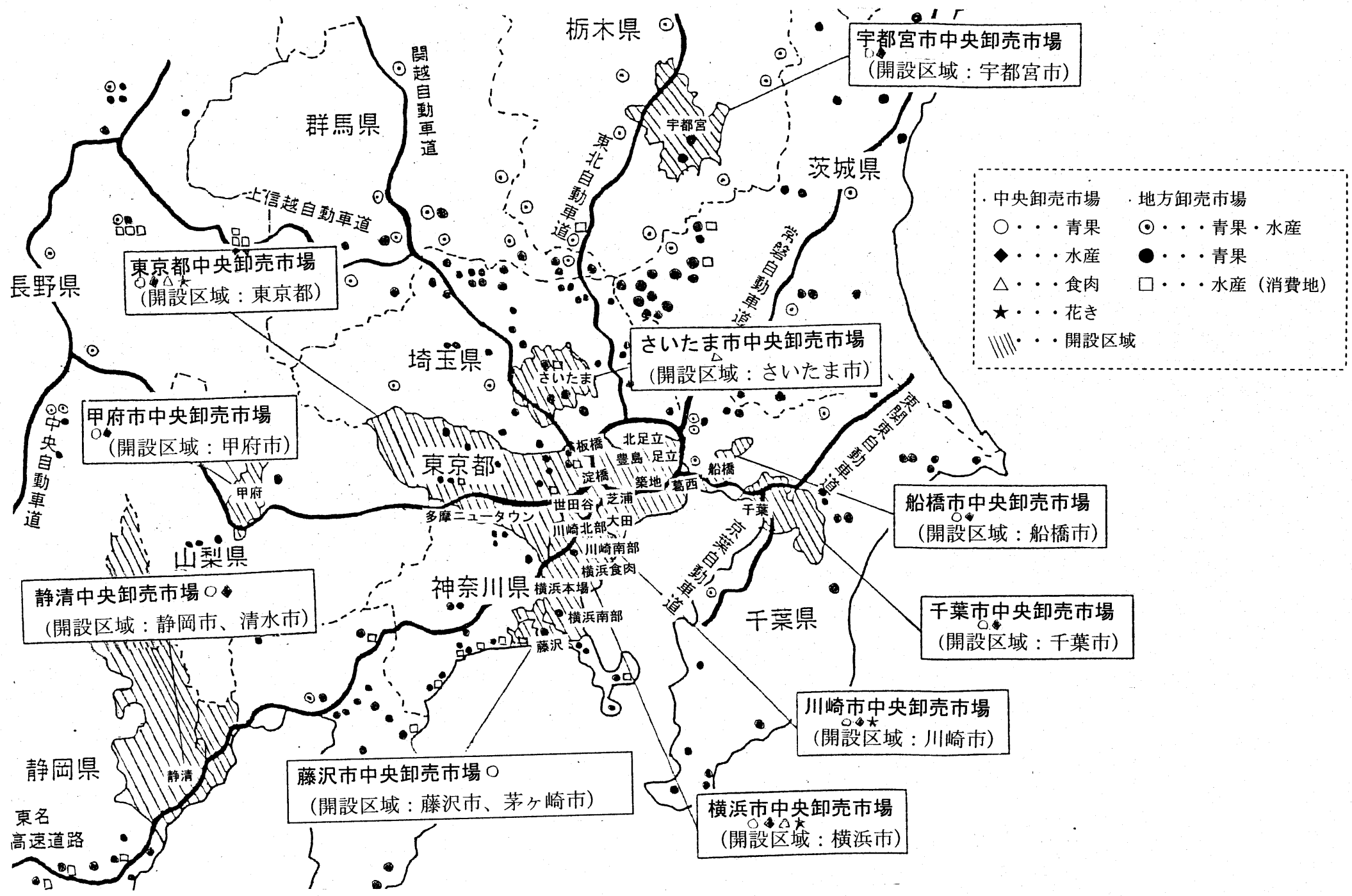
### 2 取引方法の改善に関する措置

- ① 開設者が品目毎にさだめる売買取引の方法（せり売、相対取引）による。せり売によるとされる品目も開設者の承認で相対取引によることが可能。
- ② 自己の計算による卸売が認められる場合（買付集荷）を拡大。
- ③ 市場外にある物品の卸売が認められる場合（商物分離）を拡大。
- ④ 卸売業者による卸売予定数量、取引結果の公表

# 卸売市場制度の概要と卸売業者・仲卸業者に対する規制について

平成14年8月  
農林水産省総合食料局

# 関東地域における中央卸売市場と地方卸売市場の設置状況



- |      |        |      |          |
|------|--------|------|----------|
| ○・・・ | 中央卸売市場 | ◎・・・ | 地方卸売市場   |
| ◇・・・ | 水産     | ●・・・ | 青果・水産    |
| △・・・ | 食肉     | ●・・・ | 青果       |
| ★・・・ | 花き     | □・・・ | 水産 (消費地) |
| //// | 開設区域   |      |          |

東京都中央卸売市場  
(開設区域：東京都)

宇都宮市中央卸売市場  
(開設区域：宇都宮市)

甲府市中央卸売市場  
(開設区域：甲府市)

さいたま市中央卸売市場  
(開設区域：さいたま市)

船橋市中央卸売市場  
(開設区域：船橋市)

静岡中央卸売市場  
(開設区域：静岡市、清水市)

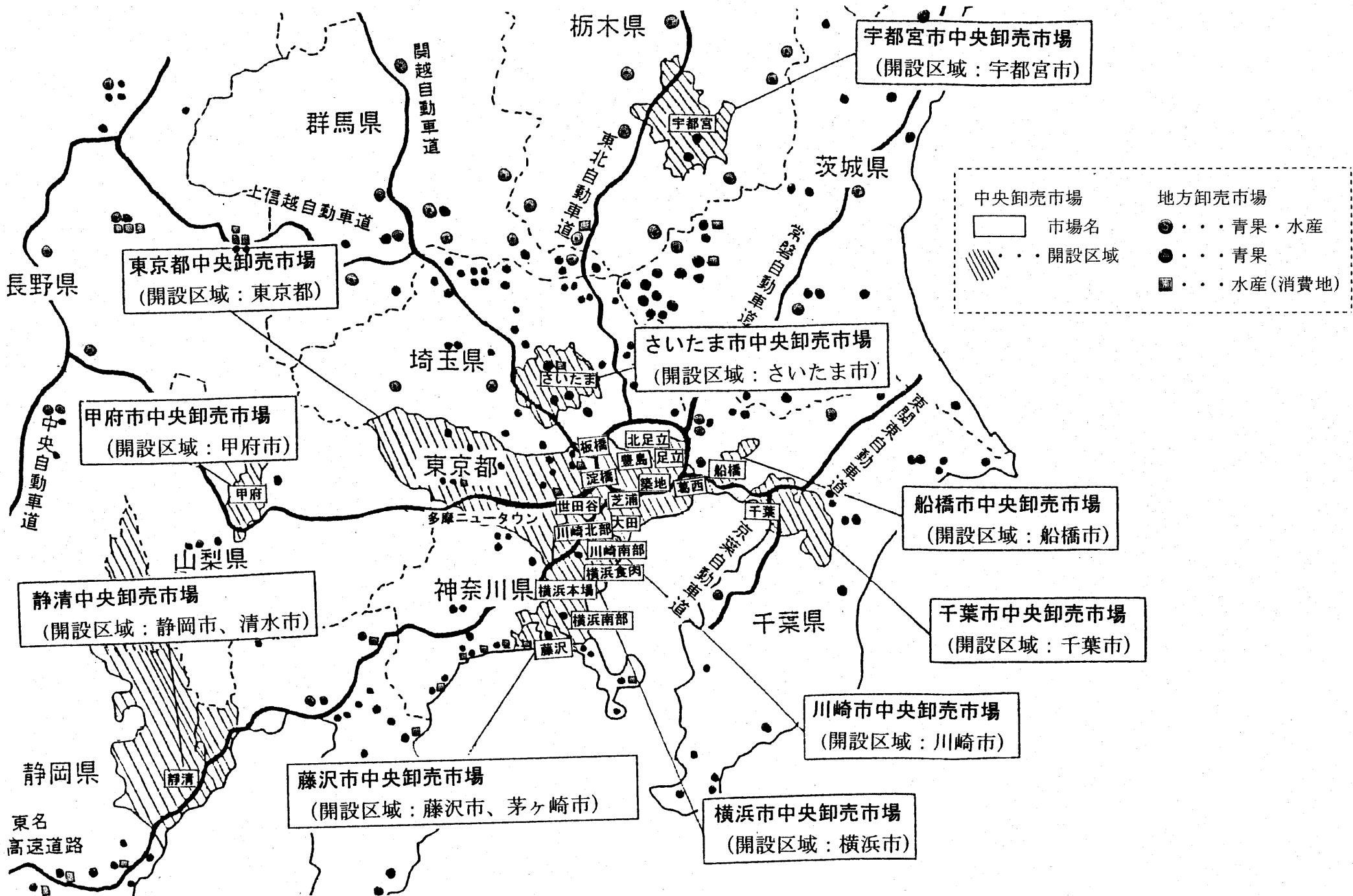
千葉市中央卸売市場  
(開設区域：千葉市)

藤沢市中央卸売市場  
(開設区域：藤沢市、茅ヶ崎市)

川崎市中央卸売市場  
(開設区域：川崎市)

横浜市中央卸売市場  
(開設区域：横浜市)

# 関東地域における中央卸売市場と地方卸売市場の設置状況

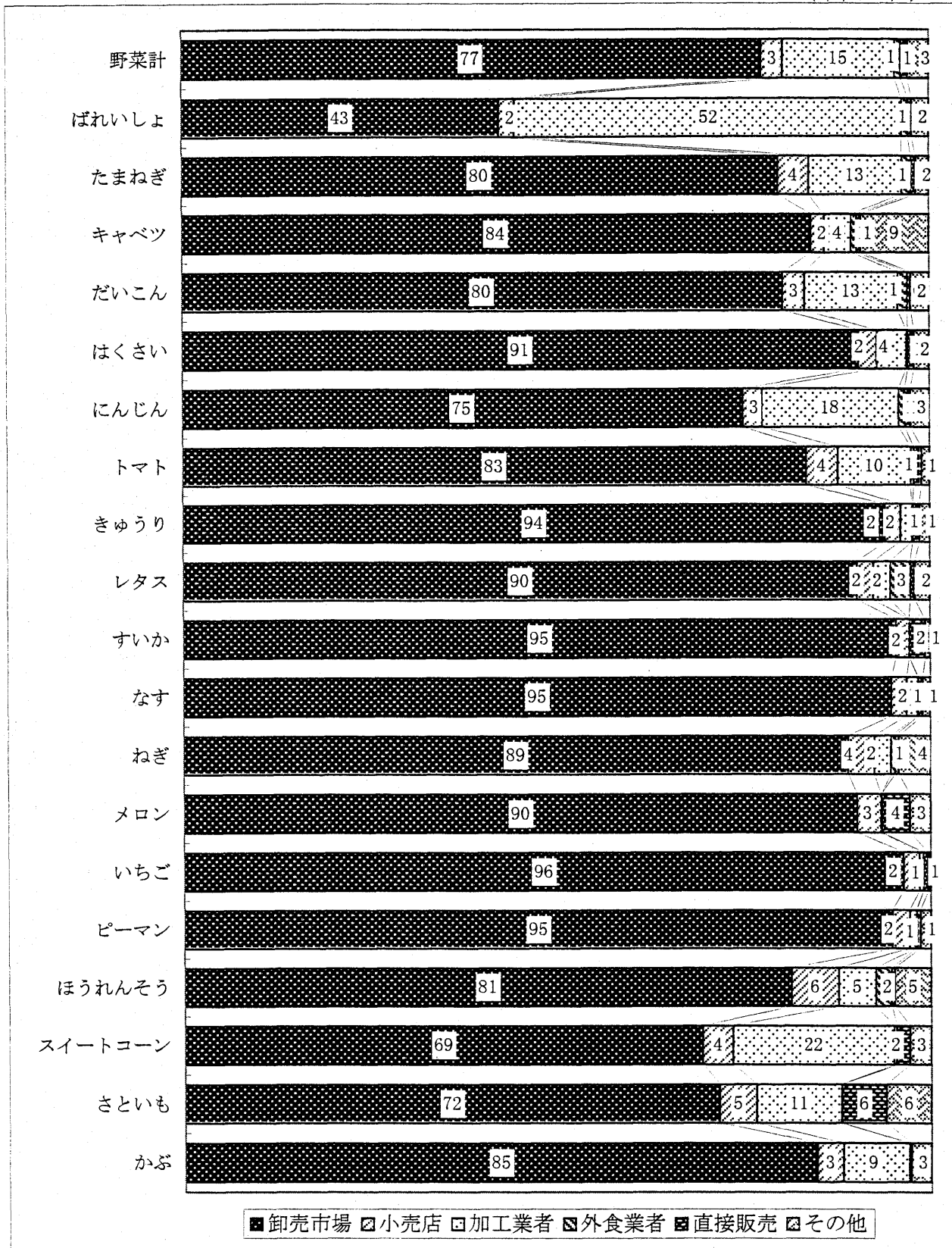


## 2 業務用需要の流通実態について

(1) 青果物の仕向先別出荷数量割合 (平成12年)

① 国内産野菜

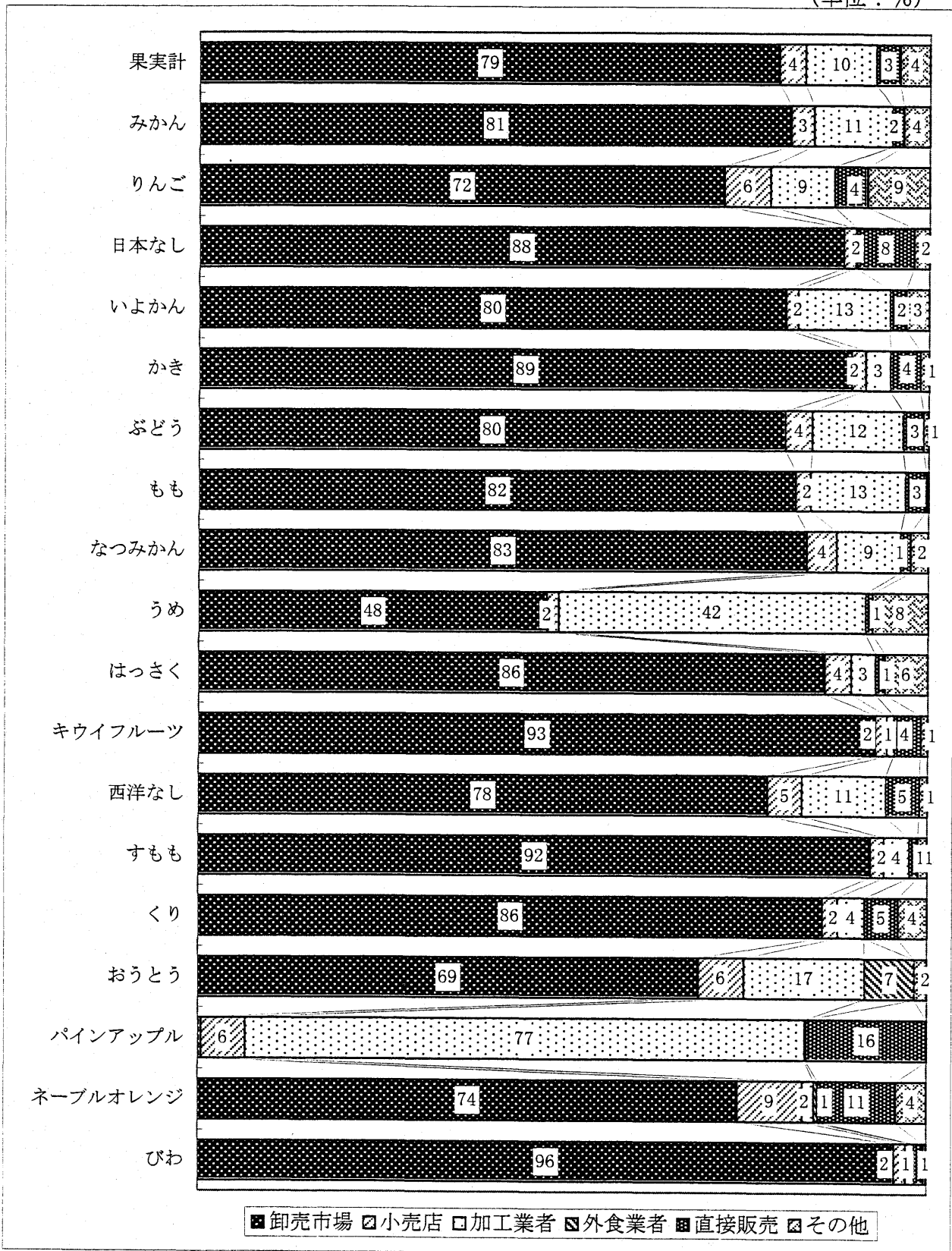
(単位：%)



資料：農林水産省統計情報部「平成13年青果物集出荷機構調査結果の概要」  
 注：平成13年5月現在で野菜を取り扱った集出荷組織(3,660組織)に対する  
 自計申告調査による。(出荷量894.1万トン)

② 国内産果実

(単位：%)



資料：農林水産省統計情報部「平成13年青果物集出荷機構調査結果の概要」  
 注：平成13年5月現在で果実を取り扱った集出荷組織(2,280組織)に対する自計申告調査による。(出荷量236.5万トン)

(2) 食品産業における野菜の仕入先(複数回答、数量ベース)(平成11年)

(単位:%)

	生 原 体					加工品
	4業種平均	冷凍調理	レトルト	漬物	惣菜・弁当	4業種平均
生産農家	14.6	9.6	0.0	22.8	2.1	0.1
集出荷業者	14.5	17.1	25.3	14.5	7.6	5.5
農協	12.4	14.4	28.8	11.9	5.3	2.2
卸売市場	37.8	18.6	22.6	44.1	46.3	2.6
カット業者	7.6	12.2	11.1	1.2	19.8	45.6
消費地問屋	7.5	16.1	11.1	1.2	15.2	2.4
ベンダー	0.4	0.0	0.0	0.7	0.0	2.0
輸入商社	2.4	4.0	1.1	1.8	3.0	19.9
食品加工メーカー	1.3	4.0	0.0	0.7	0.7	16.6
その他	1.4	4.0	0.0	1.1	0.0	3.1
計	100	100	100	100	100	100
調査数	124社	25社	9社	67社	23社	98社

資料:(社)農協流通研究所「食品産業における原料調達に関する調査」(平成11年)

注)1 調査概要

調査対象:東京、大阪、名古屋等を中心に全国の冷凍調理食品製造業、レトルト食品製造業、漬物製造業、惣菜・弁当製造業

調査時期:アンケート調査/平成10年11~12月

ヒアリング調査/平成11年1~2月

2 4業種とは、冷凍調理食品製造業(46社)、レトルト食品製造業(20社)、漬物製造業(77社)、惣菜・弁当製造業(27社)である。なお、( )内は有効回答数。

3 各社の回答から数量ベースで比率を算出。

4 仕入先のベンダーとは、記載されているもの以外の納入業者をいう。

## (3) 外食産業の業種別の国産生鮮野菜類の仕入先(複数回答)

(平成11年)

## ① 本部仕入

(単位:回答数、%)

	全体	仲卸・ 業務用 問屋	農家と 関係の ある 流通 業者	農家・ 生産 者グ ループ	JA単 協・経 済連	不明・ その 他
全体	47	63.8	19.1	17.0	8.5	19.1
日本料理店	12	75.0	16.7	25.0	8.3	16.6
西洋料理店	10	30.0	30.0	30.0	20.0	30.0
中華料理・その 他の東洋料理	5	60.0	20.0	—	—	20.0
焼肉店	1	100.0	—	—	—	—
一般食堂	5	60.0	20.0	—	—	20.0
酒場・ピア ホール	4	50.0	25.0	25.0	—	25.0
ホテル・旅館	6	83.3	—	—	16.7	16.7
その他	4	100.0	25.0	25.0	—	—

資料:(財)外食産業総合調査研究センター「平成11年度 国産食材利用増進推進事業報告書」(平成12年)

## 注) 調査概要

調査対象:そば・うどん店、すし店を除く飲食店を営業している企業3,000社

調査方法:郵送・回収法

回収数:配布数3,000社のうち323社回収 回収率10.8%

調査時期:平成11年9月10日~9月30日

## ② 店舗仕入

(単位:回答数、%)

	全体	小売 店	卸を 行って いる小 売	仲卸・ 業務用 問屋	農家と 関係の ある 流通 業者	農家・ 生産 者グ ループ	JA単 協・経 済連	本部・ 本店	不明・ その他
全体	293	35.2	38.9	29.7	3.1	6.1	1.4	4.1	3.0
日本料理店	63	28.6	44.4	36.5	1.6	3.2	1.6	3.2	—
西洋料理店	73	35.6	45.2	24.7	5.5	12.3	1.4	1.4	2.7
中華料理・その 他の東洋料理	52	50.0	21.2	23.1	5.8	3.8	1.9	—	9.6
焼肉店	27	40.7	40.7	22.2	—	3.7	—	—	—
一般食堂	6	16.7	50.0	33.3	—	—	—	—	16.7
酒場・ピア ホール	34	47.1	38.2	17.6	2.9	2.9	—	—	2.9
ホテル・旅館	33	12.1	39.4	54.5	—	9.1	3.0	3.0	—
その他	5	20.0	40.0	40.0	—	—	—	—	—

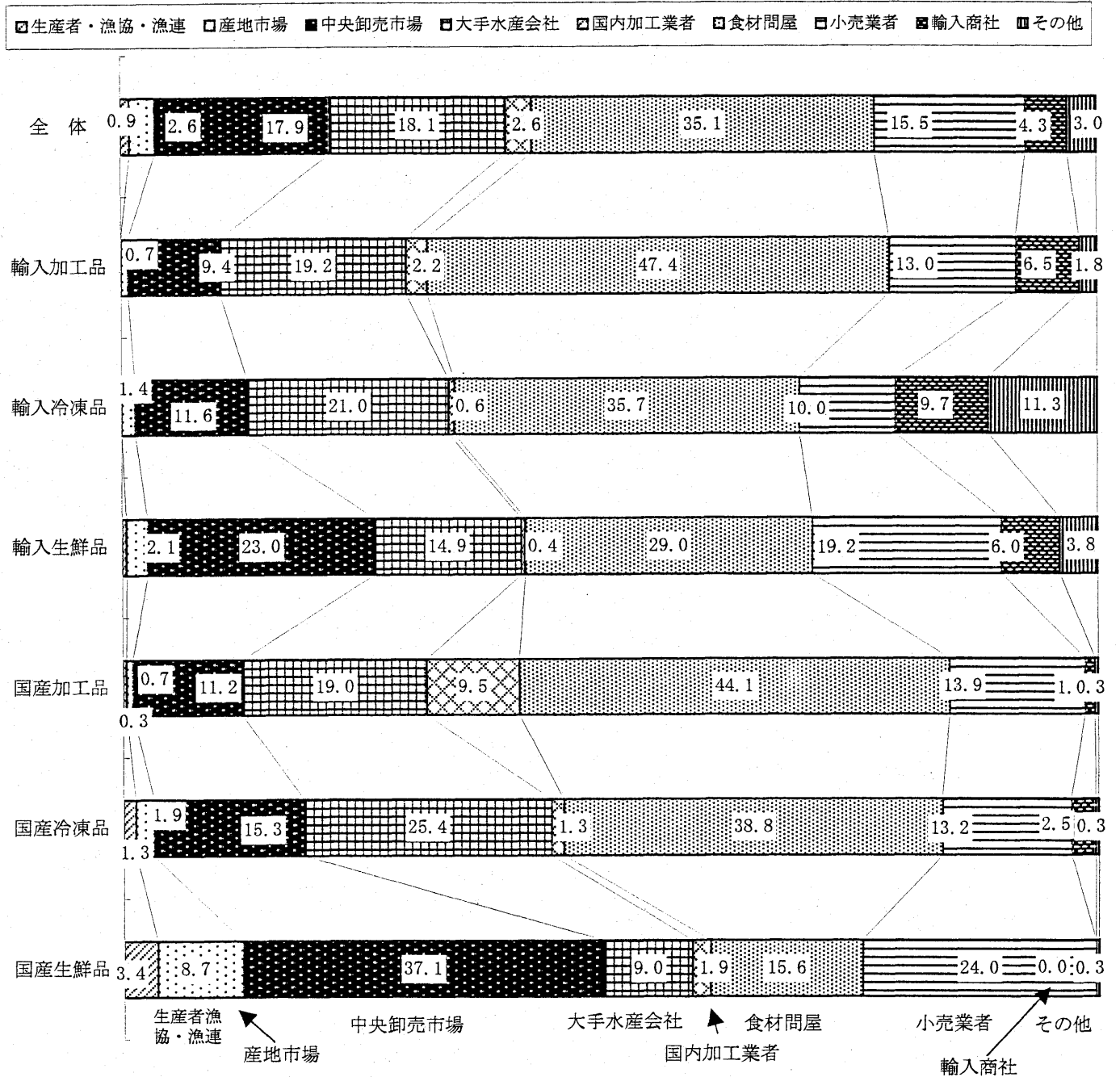
資料:(財)外食産業総合調査研究センター「平成11年度 国産食材利用増進推進事業報告書」(平成12年)

注) 上記表に同じ。

# (4) 水産物の仕入先

## ① 外食産業 (平成8年)

(単位：%)



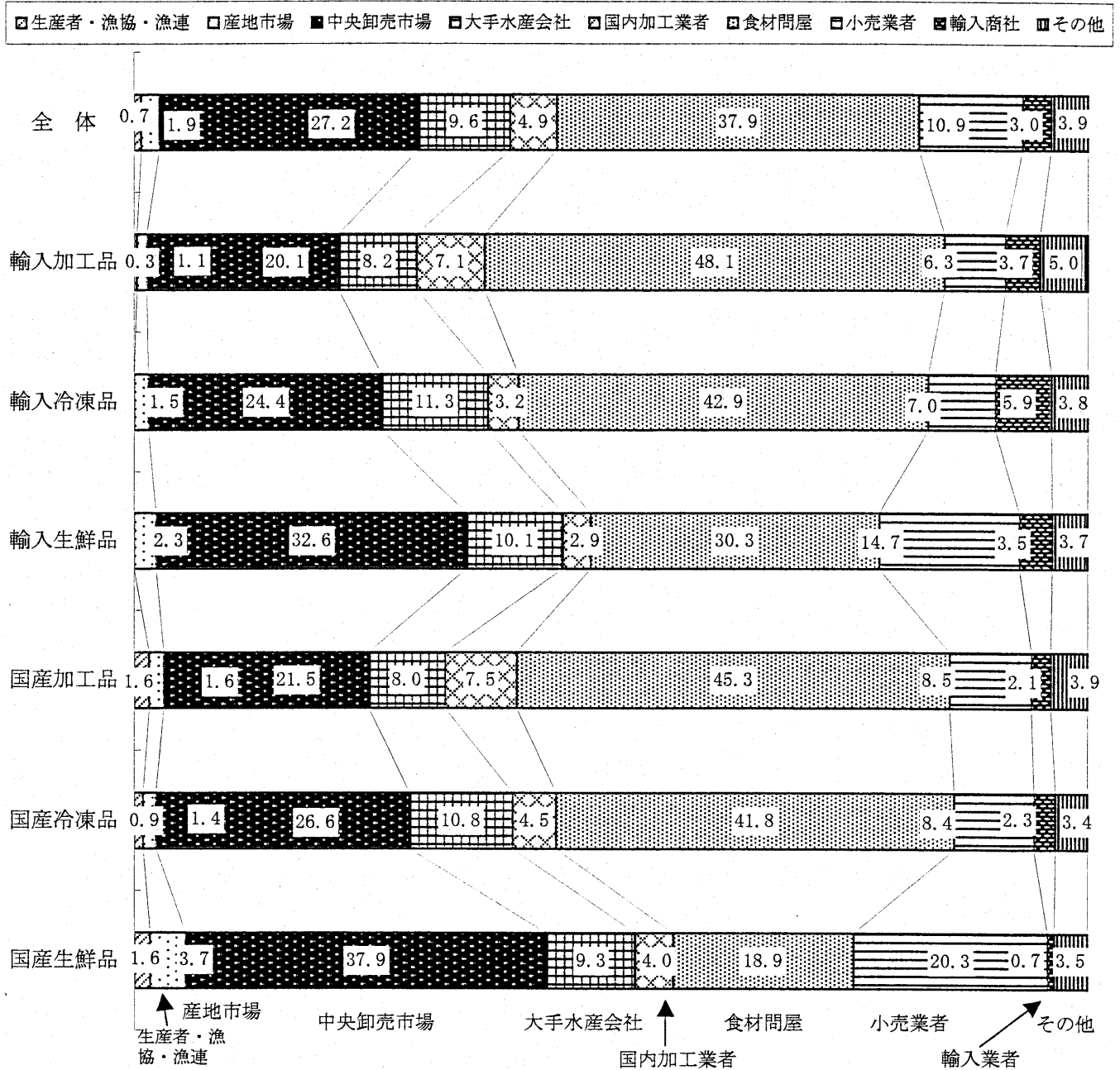
資料：(社)大日本水産会「水産物を中心とした消費に関する調査(外食産業調査)」(平成9年3月)

注1：調査方法はアンケート調査による。(回答数：372)

注2：比率は項目毎に無回答を除いて集計した。

② 中食産業（平成9年）

（単位：％）



資料：（社）大日本水産会「水産物を中心とした消費に関する調査（中食産業調査）」  
（平成10年3月）

注1：調査方法はアンケート調査による。（回答数：543）

注2：比率は項目毎に無回答を除いて集計した。

### 3 輸入生鮮食品等の流通実態

(1) 主な生鮮野菜の輸入数量と卸売数量 (平成12年)

(単位:千トン)

品目	輸入数量(A)	輸入農産物の 卸売市場取扱 数量(B)	(B)/(A)%
輸入野菜計	971	447	46
かぼちゃ	133	117	88
たまねぎ	262	77	29
ブロッコリー	79	49	62
生しいたけ	42	29	69
ごぼう	82	23	28
ねぎ等	42	21	50
にんにく	29	19	66
えんどう	21	18	86
アスパラガス	25	14	56
しょうが	48	14	29
トマト	13	8	62
さといも	20	5	25

資料:財務省「貿易統計」、農林水産省統計情報部「青果物卸売市場調査報告」

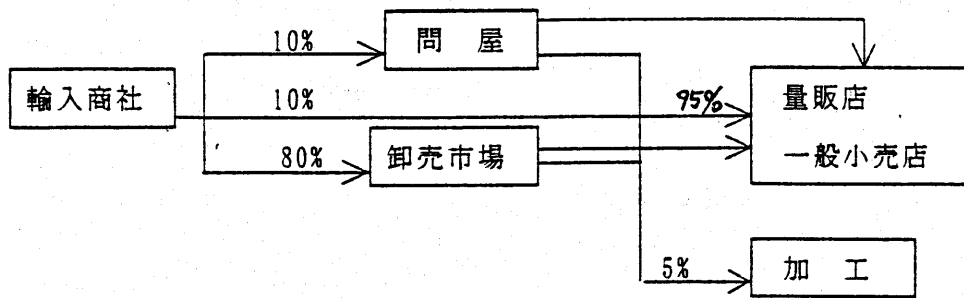
注1:輸入数量は貿易統計、卸売数量は青果物卸売市場調査報告による。

注2:輸入農産物の卸売市場取扱量は、市場での輸入野菜の取扱数量である。

注3:品目のうち「えんどう」については、青果物卸売市場統計調査の「えんどう」、貿易統計の「さやえんどう」を対象としている。

## (2) 主な輸入野菜の国内流通経路

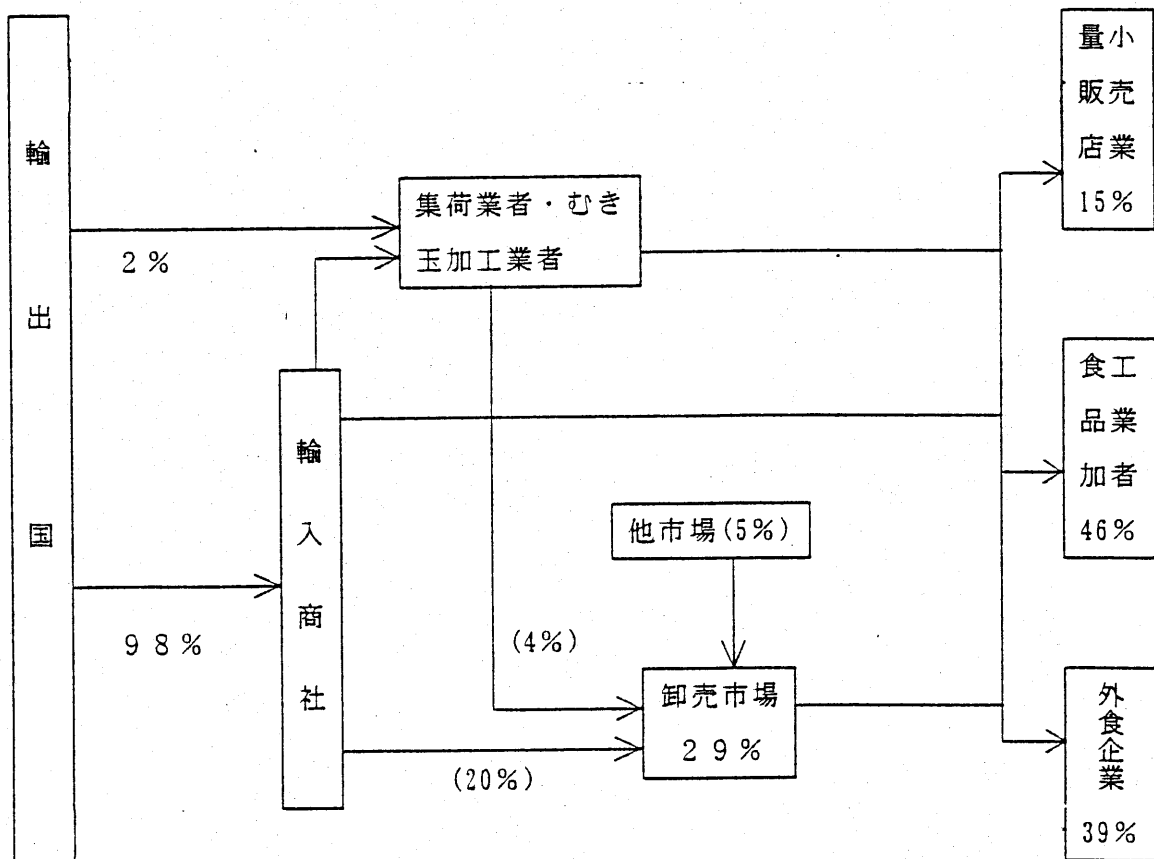
### (かぼちゃ)



資料：野菜供給安定基金「輸入急増野菜の国内流通実態」(平成10年3月)

注：全輸入量の過半を占める計6社の専門商社からのヒアリングにおいて各社の卸売市場向け販売が6～9割となっている等の回答結果から野菜供給安定基金推計。

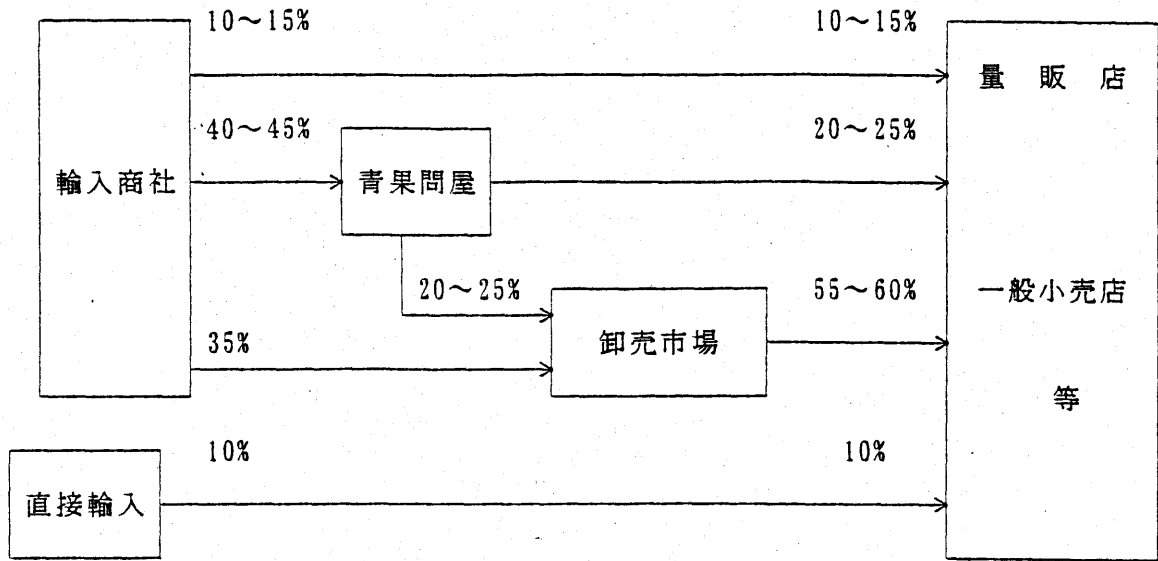
### (たまねぎ)



資料：野菜供給安定基金「輸入急増野菜の国内流通実態」(平成10年3月)

注：農協流通研究所「たまねぎ流通構造実態調査」、卸売市場における輸入たまねぎ取扱比率等から野菜供給安定基金推計。

(ブロッコリー)



資料：野菜供給安定基金「輸入急増野菜の国内流通実態」(平成9年3月)

注：全輸入量の過半を占める計3社の商社からのヒアリングにおいて各社の卸売市場向け販売が6割程度となっている等の回答結果から野菜供給安定基金推計。

### (3) 食品産業における主な輸入野菜の使用比率(平成9年度)

(単位:%)

	4業種平均	冷凍調理	レトルト	漬物	惣菜・弁当
はくさい	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
キャベツ	6.5	13.3	0.0	0.0	3.2
トマト	3.2	10.4	1.7	0.0	38.8
なす	31.4	0.0	41.7	36.0	1.5
だいこん	13.2	0.6	0.0	15.2	0.0
にんじん	28.6	20.9	39.3	3.8	7.2
ばれいしょ	3.0	4.4	0.0	0.0	0.0
たまねぎ	11.8	10.4	14.0	3.0	12.5
年間野菜総仕入	22.9	15.3	18.7	37.2	13.9

資料:(社)農協流通研究所「食品産業における原料調達構造に関する調査」

(平成11年)

#### 注)1 調査概要

調査対象:東京、大阪、名古屋等を中心に全国の冷凍調理食品製造業、レトルト食品製造業、漬物製造業、惣菜・弁当製造業

調査時期:アンケート調査/平成10年11~12月

ヒアリング調査/平成11年1~2月

2 4業種とは、冷凍調理食品製造業(46社)、レトルト食品製造業(20社)、漬物製造業(77社)、惣菜・弁当製造業(27社)である。なお、( )内は有効回答数。

### (4) 外食産業の業種・業態別、仕入に占める野菜の割合(平成11年)

(単位:%)

		回答数	食材費に占める野菜の比率	野菜仕入額に占める国産野菜類の比率	国産野菜仕入額に占める生鮮野菜類の比率
全体		238	21.5	77.6	72.9
業種	日本料理店	51	24.0	79.7	67.5
	西洋料理店	66	18.6	74.7	74.5
	中華料理・その他の東洋料理店	41	25.4	78.1	73.2
	焼肉店	22	13.5	86.0	77.4
	一般食堂	5	33.2	86.0	86.0
	酒場・ビアホール	23	22.7	75.6	77.8
	ホテル・旅館	24	22.1	71.3	65.2
	その他	6	15.0	82.3	83.8
業態	ファーストフード	3	10.8	100.0	100.0
	ファミリーレストラン	42	20.0	82.9	75.8
	カジュアルレストラン	48	21.6	72.7	72.0
	ディナーレストラン	94	22.0	76.6	69.2
	その他	51	22.4	78.2	76.4

資料:(財)外食産業総合調査研究センター「平成11年度 国産食材利用増進推進事業報告書」(平成12年)

#### 注) 調査概要

調査対象:そば・うどん店、すし店を除く飲食店を営業している企業3,000社

調査方法:郵送、回収法

回収数:配布数3,000社のうち323社回収 回収率10.8%

調査期間:平成11年9月10日~9月30日

## 4 市場流通における商流と物流の実態について

卸売市場法第39条ただし書（第2号）の規定に基づく  
市場外にある物品の卸売の割合（事例）

	数 量	金 額
A社 (青果)	2. 3%	3. 4%
B社 (水産)	6. 2%	6. 7%

資料：農林水産省流通課調べ

(参考)

卸売市場法（抜粋）

第39条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、その者が第15条〔卸売業務の許可〕第1項の許可を受けて卸売の業務を行う市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

一 〔略〕

二 開設者が、農林水産省令で定める基準に従い業務規程の定めるところにより、当該中央卸売市場に係る開設区域内において卸売業者が申請した場所にある生鮮食料品等の卸売をすることについて、当該中央卸売市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱す恐れがないと認めたとき。

## 5 卸売業者、仲卸業者の関連子会社を含めた経営状況について

卸売業者（中央卸売市場）の支配関係法人について（事例）

（青果）

（単位：百万円）

青果物卸売業者10社合計		資本金	売上高	税引後当期利益	
		2,579	710,598	560	
支配関係法人					
事業内容	合計	法人数	資本金	売上高	税引後当期利益
		49	2,442	258,603	△700
青果物卸売業	12	695	124,964	△297	
貿易業	12	500	93,146	△657	
包装・加工業	5	75	14,892	117	
保管・運送業	5	89	1,375	14	
青果物販売業	3	115	17,041	△12	
その他	12	968	7,185	135	

（水産）

（単位：百万円）

水産物卸売業者10社合計		資本金	売上高	税引後当期利益	
		21,360	1,137,416	△760	
支配関係法人					
事業内容	合計	法人数	資本金	売上高	税引後当期利益
		69	10,829	545,681	114
水産物卸売業	22	8,119	456,240	△384	
冷蔵・保管・運送業	15	1,630	26,485	362	
包装・加工業	7	270	35,194	△182	
水産物販売業	6	130	17,477	△13	
その他	19	680	10,285	331	

資料：農林水産省流通課調べ

注：1. 支配関係法人とは、他の法人に対する関係で、卸売業者がその法人の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の2分の1以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する関係その他その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして農林水産省令で定める関係をいう。

2. 青果・水産とも取扱額上位10社の卸売業者の支配関係法人について取りまとめたものである。

## 仲卸業者（中央卸売市場）の子会社について（事例）

（青果）

（単位：百万円）

青果物仲卸業者 7 社合計		資本金	売上高	税引後当期利益
		195	53,126	446
子 会 社				
事業内容	合計	資本金	売上高	税引後当期利益
	会社数			
	12	280	31,805	107
貿易業	2	114	19,479	28
青果物販売業	4	108	6,317	64
青果物加工業	2	25	4,673	9
青果物仲卸業	3	20	1,031	6
その他	1	13	305	△ 0

（水産）

（単位：百万円）

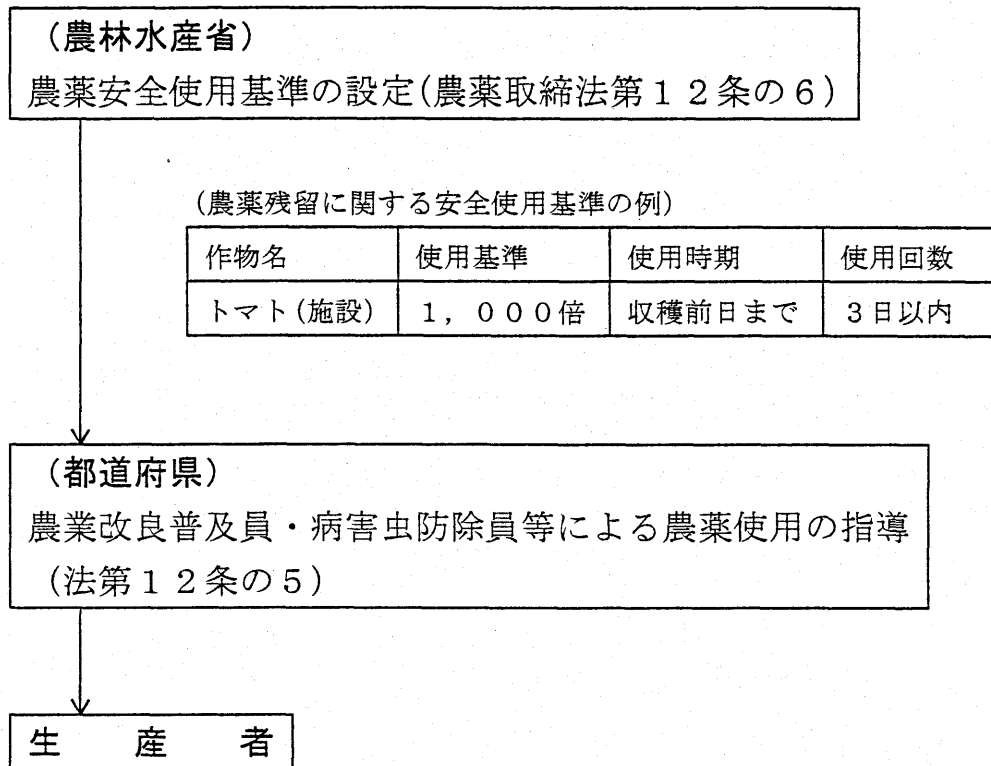
水産物仲卸業者 3 社合計		資本金	売上高	税引後当期利益
		147	15,661	△ 8
子 会 社				
事業内容	合計	資本金	売上高	税引後当期利益
	会社数			
	5	158	27,354	205
水産物販売業	2	120	26,408	178
水産物加工業	1	25	910	25
水産物仲卸業	1	3	35	0
その他	1	10	1	2

資料：農林水産省流通課調べ

注：子会社とは、支配関係法人に準じて東京都・大阪市・福岡市中央卸売市場において事例的に調査したものである。

## 6 農産物の残留農薬等の監視について

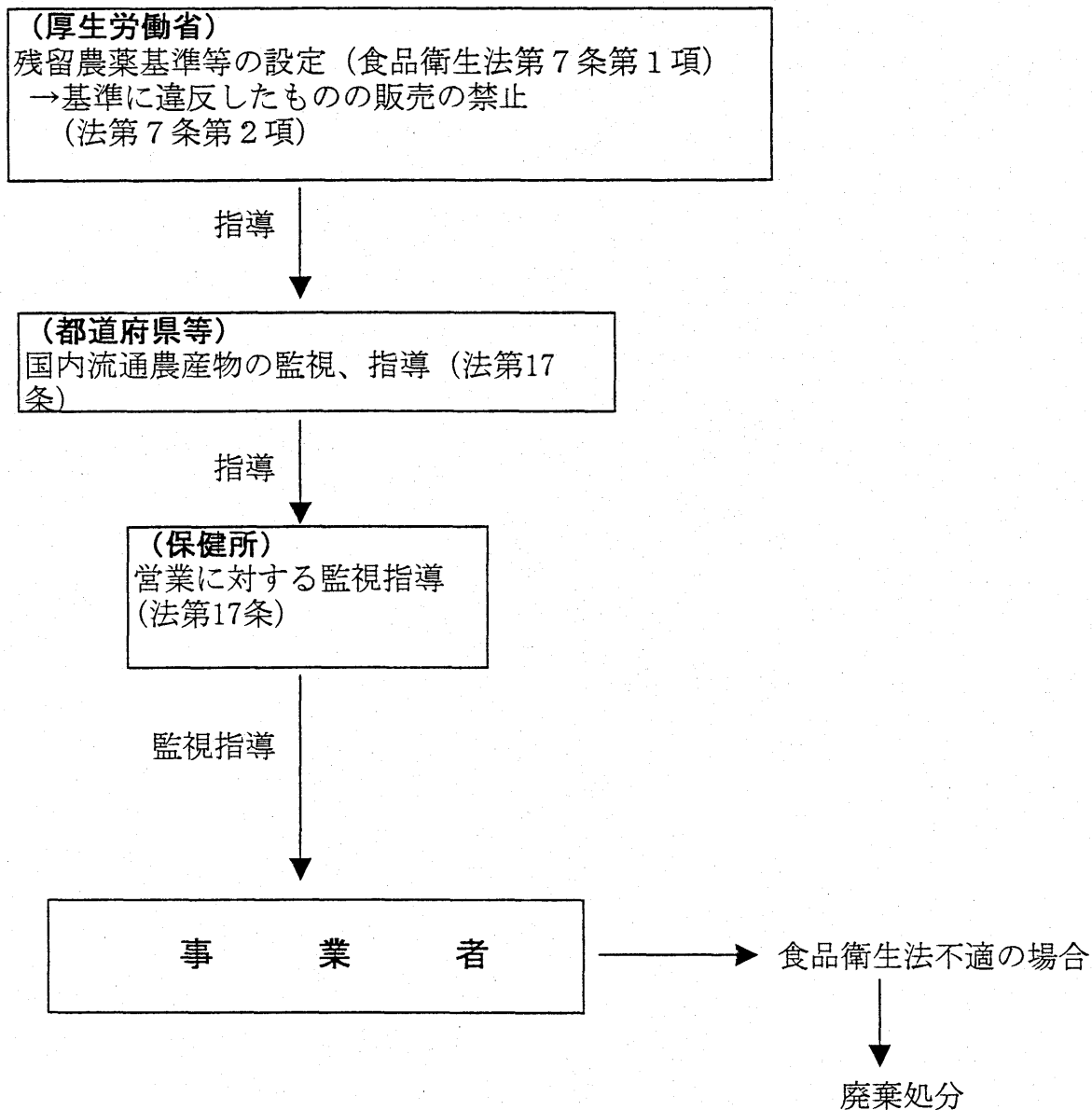
① 野菜産地における農薬使用の指導体制



② 卸売市場における衛生検査体制

- ・市場衛生検査所においてサンプリング検査を実施。
- ・東京都中央卸売市場の場合、国産青果物については各検査所・出張所毎に年間20検体程度、輸入青果物については年間100検体程度(入荷量の多い品目、最近検査をしていない品目)の検査を実施。

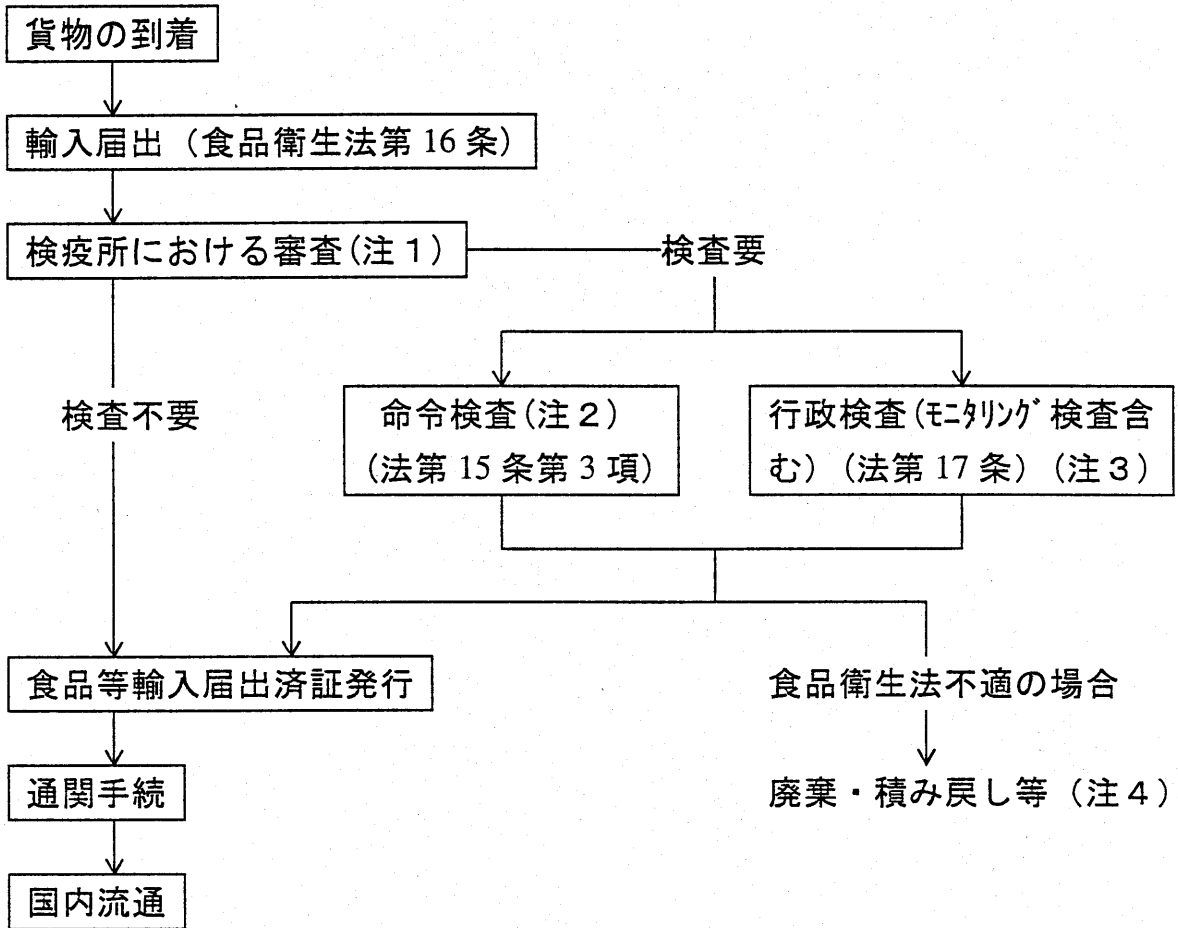
### ③ 国内流通農産物の販売店等に対する監視体制



注) 東京都の場合、平成13年度においては、夏季に延べ約15万軒、歳末に約5万軒の食品関係施設に立入検査を実施。また、東京都では、この他に、広域性があり、かつ緊急に有害食品等を排除する必要性が生じたときに特別区と協力して「緊急監視」を実施することとしている。

④ 輸入野菜の監視体制

( 受理機関 3 1 海空港  
食品衛生監視員 2 6 4 名 )



注 1 : 輸出国、輸入品目、製造者・製造所、原材料、製造方法、添加物の使用の有無等をもとに、食品衛生法に規定される製造基準に適合しているか、添加物の使用基準は適切であるか、有毒有害物質が含まれていないか、過去衛生上の問題があった製造者・所であるかについて確認。

2 : 輸出国の事情、食品の特性、同種食品の不適合事例から、食品衛生法不適合の蓋然性が高いと判断される食品等について、厚生労働大臣の命により、輸入者自らが費用を負担し検査を実施し、適法と判断されるまで輸入手続きを進めることができない。対象となる品目は政令で定められ、実施する品目の詳細については年度毎に決定される。

3 : 食品衛生法不適合の蓋然性が低い食品等について、品目毎の年間輸入量及び過去の不適合実績を勘案した年間計画に基づいて行われる「モニタリング検査」と、初回輸入食品等の検査、食品衛生法に不適合な食品等の確認検査、輸送途中で事故が発生した食品等の確認検査等がある。

4 : 平成 1 2 年の輸入食品等届出件数は約 1 5 5 万件、うち検査件数は約 1 1 万件、検査の結果不適合となり積み戻し又は廃棄等の措置がとられた件数は約 1 千件である。